

会員各位

7 都柔整第 3 1 号

令和 7 年 5 月 29 日

公益社団法人東京都柔道整復師会

副会長 樽本修和

副会長 山崎臣樹

副会長 渡部理一

専務理事 徳永正人

事実に基づく理事会の見解とご報告

— 会員の皆様へ正確な情報と理事会の判断を共有するために —

日頃より当会の公益活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、当会理事会が発した「臨時総会での各議案に対する説明」という動画に関し、一部会員（TJK という団体）から配信された解説文書（以下、配信文書）において、事実関係を大きく誤認し、誹謗中傷を含んだ内容が流布されております。

これに対して、会員各位に正確な情報を共有すべく、理事会としての見解と反論を以下にご報告申し上げます。

1. 臨時総会開催の正当性と民主的手続きについて

今回の臨時総会は、定款第 14 条に基づき、正式な理事会決議のもとに招集された完全に合法的かつ適正な総会です。

「3 週間しか経過していない」「総意を覆す企て」とする主張は、全くの論点があっていません。

むしろ本臨時総会は、

- ・ 詐欺容疑で逮捕された当会会員に対する懲戒処分
- ・ 現会長に対する重大なハラスメント疑義
- ・ 上記に伴う公益法人としての信頼失墜リスク
- ・ 公益法人認定法改定による外部理事・外部監事設置のための定款改正

といった緊急性の高い案件への会員の判断を仰ぐために、極めて公益的かつ合理的な目的で招集されたものです。

また「平日開催」への批判もありますが、会館の空き状況、職員配置の限界、そして最小限の経費で会務を進めるといふ公費意識を踏まえたものであり、事実をねじ曲げた感情論的批判に過ぎません。

2. 第1号議案：新井会員の除名処分について

新井宏会員は、令和7年5月14日、本富士警察署により詐欺容疑で逮捕されました。

朝日新聞の記事やテレビ報道にある通り、本人が「お金がなかった」と容疑を認めており、弁護士がついてからは黙秘を続けています。

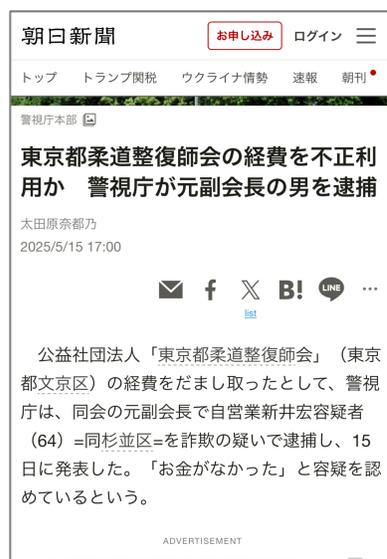
にもかかわらず、配信文書では「誤精算が故意か？過失か？」の調査が検察側から行われていると述べていますが、論点が合っていません。さらには「誤精算18万円」「供託金で示談を申し出た」などと、まるで事案が単なる会務ミスであるかのように矮小化しています。

しかし、やってはいけないことはやってはいけないことであり、金額の大小ではありません。

本件は、会の名義を用いた経費処理において、明らかに会員と社会を欺いたとして、刑事司法機関がすでに捜査に入っている事実を、単なる「誤解」「過失」と表現することは、会の公益性を根底から揺るがす行為であり、会員を間違った方向に誘導しています。

3. 第3号議案：小島会長の解任について

現在、当会ではレセプト業務を限られた事務員が懸命に処理しています。もしこれ以上の退職者が出ると、運営に重大な支障をきたす恐れがあります。このような状況を受け、理事会としては会の健全な運営と被害者の保護を最優先に考え、やむを得ず必要な対応を進めてきました。今回の議案も、まさにその責任を明確に問うための正当な措置であると考えています。



その背景には、小島氏に関して立候補以前から 60 件を超えるハラスメント通報が部員や事務局から寄せられていたという、動かしがたい事実があります。こうした状況から、事務員の離職や訴訟リスクが高まっており、被害者への更なるストレスを避けるべく、小島氏には弁護士立ち会いのもと、会館への立ち入りを行わない旨の誓約書を締結していただきました。

ところが配信文書では、「ハラスメント委員会なるものが会長よりも権限が強いのは不可解」と記されています。しかしこれは明らかな誤認です。会長であっても、公益社団法人としての組織秩序と倫理基準に従う義務があり、調査により明らかとなった事実や誓約書の効力は、役職の有無にかかわらず継続されます。組織のガバナンス上、役職によって免責されることは決してありません。

また、ハラスメント調査に関しては、配信文書において「平等な調査が行われたかも疑問」といった主張がなされています。しかし、これは事実と反します。当会の「臨時総会での各議案に対する説明」という動画において、TJK が推した山崎副会長および徳永理事が、調査結果を疑いのない事実として確認したと明言しています。言うまでもなく、調査委員会の結論は正当な手続きを経て導かれたものです。

さらに、臨時総会や第 3 号議案の決定に関して「理事会が強制退去させられた」との表現もありますが、これは実態を誇張した恣意的な表現です。実際には、理事会の開催前に一部理事に対してハラスメントが発生し、会議が紛糾。その結果、山崎副会長と小島氏が相談のうえ、小島氏自身の意志により退出したという経緯があります。

4. 第 4 号議案：瀧澤氏の理事選任および会長の選定について

第 4 号議案に対して、一部より「総会で否決された議案を再提出することは会員の総意を無視した行為であり、利己的である」との批判が寄せられています。しかしながら、私たち理事会は、決して会員の総意を無視したことはありません。

2025 年 5 月 11 日に行われた会長選挙では、小島氏が 282 票、瀧澤氏が 277 票を獲得しました。瀧澤氏を支持した会員も 277 名に及び、この数は無視できない明確な意思表示です。理事会ではこの事実を真摯に受け止め、今後の運営体制の安定性と公益性を踏まえて慎重に議論を重ねてきました。

副会長の昇格を含めた複数の案も検討されましたが、最終的に断念しました。その理由は、現在の都柔整の状況においては、対外的な調整力・行動力・緊急時対応など高度なマネジメント力が求められており、会長経験のない人物では責務を全うするのが現実的には困難であるという結論に至ったためです。

そのうえで私たちは、三橋元副会長による国家試験漏洩問題で失墜した当会の信頼を回復し、さらに2025年5月14日に発覚した新井元副会長による経費精算に関する詐欺容疑によって再び問われることとなった信頼の立て直しにおいて、瀧澤氏のこれまでの外部団体との広範な関係性を活かすことが必要であると判断しました。

一部では「旧執行部のクーデター」「都柔整の私物化」といった批判がありますが、山崎副会長、徳永理事を含む現理事会は、利己的な意図を排し、都柔整の公益性と持続的な発展を第一に据えて判断を行っています。

ここで明言いたします。仮に今後、瀧澤氏が会を独裁的に運営しようとする兆候が見られた場合には、理事会がその行動を明確に否認し、抑止・是正する体制を取っております。理事会は特定の個人のために存在するものではなく、公益社団法人としての秩序と透明性を守るために機能しています。

私たちは、会員の皆様選ばれた理事として、柔道整復業界の未来、都柔整の持続可能な運営、そして公益性の確保のために、常に最善の判断を下しております。

この第4号議案は、特定の利害のためではなく、都柔整の健全な組織運営と信頼性回復、そして業界全体の発展を見据えた、必要かつ理にかなった提案です。どうか、私たちの真摯な判断をご理解いただき、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 結びに

会員の皆様におかれましては、さまざまな情報が錯綜する中、冷静かつ客観的なご判断をお願い申し上げます。

理事会は、公益社団法人としての責務と信頼を守るため、引き続き透明性と公正性をもって組織運営にあたってまいります。

今後も皆様と共に、都柔整が健全に発展し続けられるよう、真摯に取り組んでまいります。

どうか、理事会の判断と姿勢をご理解いただき、引き続きのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

副会長 樽本 修和

副会長 山崎 臣樹

副会長 渡部 理一

専務理事 徳永 正人